

氏 名	ふじ 藤 井 まさ 真 お 生
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 379 号
学位授与の日付	平 成 19 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	中世チェコの政治的統合 ——君主、貴族、共同体——

論文調査委員	(主 査) 教 授 服 部 良 久	教 授 南 川 高 志	教 授 小 山 哲
--------	----------------------	-------------	-----------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、中世におけるチェコ王国の国制を、君主と貴族の政治的共同体という視点から考察したものである。

従来のチェコ中世史研究は、中世後期以降に身分制議會を基盤として貴族が君主権力の行使を制限するようになってゆく事実を重視し、この関心からさらに時代をさかのぼって君主と対抗しうる「貴族共同体」の成立を探究してきた。その際、10世紀後半から開催を確認できる、大公選出集会における有力者の行動を手がかりとして「貴族共同体」の形成を読み解いてきたのであるが、一方でチェコの「中世貴族」は12世紀末以降に姿を現すようになると中世史研究者は考えている。そうした矛盾を踏まえ、本論文は12世紀後半から14世紀初頭までを考察対象とし、「中世貴族」の成長過程と彼らの国政参加の進展を軸として「貴族共同体」の成立過程を解き明かそうとするものである。またドイツ領邦史研究の方法や成果をふまえ、とくに領域内で開かれた集会への貴族の参加状況を検討することにより、人的団体としての領邦＝政治的共同体が形成されてゆく過程を把握しようとしている。

序論においてチェコの地理的構成を説明し、貴族身分、貴族共同体論に関する先行研究を整理した後、第1章「貴族層の成立—從士から貴族へ、そして家門の形成—」では、まず12世紀までのチェコ社会が概観され、国制や君主家産のあり方が明らかにされた後、チェコにおける「中世貴族」の成立を個々の史料をふまえつつ詳述する。分析の中心は2点あり、12世紀以降に世俗有力者が世襲を認められた私有財産・所領を形成してゆく過程と、宮廷での君主への奉仕活動によって政治的・社会的上昇を遂げ、証書の副署人リストにおける順位が高位聖職者よりも上位におかれるようになってゆく過程を柱としている。従来の研究では、私有所領を形成した後は貴族は宮廷から遠ざかる傾向にあるとされてきたが、本論文では宮廷官職に就いていることの重要性が強調され、官職就任者のリストには所領を拡大しつつある貴族の名が途切れないことが指摘される。さらに、世俗有力者が活発に所領を開発し、分家を興しながらも、共通の家紋や名前の使用、あるいは共有財産などを通じて家門意識を保ち続けていること、こうして成立した貴族家門は互いに婚姻関係を結んで次第に横のつながりを強めてゆくこと、ヴィートコフ家やロノフ家などの有力な家門は小宮廷を形成し、周辺の中貴族を自己の政治的影響下に組み入れていったことが明らかにされる。なお章の後半では、13世紀後半の政治史において重要な役割を果たすことになる有力家門をいくつか取り上げ、家門としての成立過程を詳細に叙述している。

第2章「貴族層の成長—教会領統治をめぐる議論を中心に—」では、影響力を拡大しつつある貴族層に対して君主は危機の念を強め、彼らを抑制するために教会と都市を新たなパートナーとして選択したという通説が再検討される。チェコにおける教会制度の展開を概観した後、シトー会やプレモンテレ会といった改革派修道会のチェコへの進出状況にふれ、そうした状況が君主やプラハ司教だけではなく、世俗領主によっても引き起こされた現象であるとする。そして教会をめぐる利権が貴族の成長にとって重要であった点を看過してはならないと述べる。本章の分析の中心となるのは、君主、貴族、教会の関係によって転換点となったとみなされてきた、13世紀初頭のプラハ司教オンジェイが引き起こした教会解放運動である。この運動を取り上げた先行研究は多いが、本論文は当該事件の帰結（1222年の協約）だけではなく、その後の実態を長期的

に検討し、貴族は協約による「教会解放」後も、引き続き教会財産に対して大きな権利を保持していたこと、教会関係者の裁判を担当する宮廷裁判官や領地管理官にも、以前と同じ貴族が任命されていたことを論証する。さらに上述の事件から四半世紀後に起こったプシェミスル家の王子の反乱事件の分析から、貴族層を2つの階層集団に区分して考察する必要を指摘し、君主と上級貴族層は13世紀を通じて密接な協力関係を保ち続けていたこと、両者によって圧迫されていたのは教会所領への介入を禁止された地方役人、すなわち下級貴族層であったことを明らかにしている。また、君主と上級貴族層の協働については地方統治を担う城伯職などの検討を通じて明らかにされる。

第3章「王権の政策における都市の役割」では、君主と都市の関係が取り上げられる。13世紀初頭以降、チェコでは都市の建設が爆発的に増加する。従来の研究者は都市の増加という現象に君主の意図的な政策、すなわち貴族に対抗する勢力の構築を目的としていたことを推論してきたが、個々の事例に即して検証がなされてきたわけではない。本章では、13世紀後半のプシェミスル・オタカル2世の意図が経済、軍事、政治に分類してより具体的に論じられる。13世紀前半と後半の都市設立文書を比較した結果、都市の経済は13世紀前半から飛躍的に成長し、そのため世紀後半には徐々に、重要な収入源として君主にも認識されるようになった。また、城壁の建設が遅れていたチェコの都市は防衛拠点としてはあまり機能しておらず、都市の要塞化が進展するのはようやく13世紀末以降であったこと、都市を政治的身分として処遇する君主の意思はまったく認められないことを明らかにしている。さらに、この時期の都市建設が持つ意義として、都市が持つ独自の法領域のゆえに市域外も含んだ一元的な法的、経済的単位が創出される点に着目し、新たな地方統治の拠点としての都市の重要性を指摘している。都市の設立に際して付与される周辺領域の問題を、君主による統治手段と関連させて論じたのは、従来の研究には欠けていた新しい視点である。

第4章「貴族層の台頭—13世紀後半の政治状況にみる貴族共同体—」では、裁判集会を取り上げ、貴族がその処理、決定に参加している王国の問題の質的变化を明らかにする。13世紀以降になると、単に土地の所有権の移動を確認するだけでなく、防衛（あるいは、そのための要塞建設）、貨幣偽造者の取り締まり、君主に対する反逆罪（あるいは、反逆者から没収した財産の処分）など、高次の政治や秩序に関わる問題が貴族の集会で扱われるようになり、君主は単独で判断を下すことがなくなってゆくことが証書史料類から明らかにされる。通説は、このように台頭してきた貴族層に対して君主は恐れを抱き、抑圧政策に転じたと述べてきたが、その典型として言及されるプシェミスル・オタカル2世、続くヴァーツラフ2世の時代も、治世全体として君主と貴族との協働関係に大きな変化がないことが明らかにされる。また、貴族共同体形成の画期とみなされてきたプシェミスル・オタカル2世戦死後の政治状況を改めて分析し、国王不在期の貴族による治安維持の試みが従来評価されてきたほどには広汎な効力を持っていなかったこと、そのため王国への凝集力が崩壊しかけていたこと、しかしながら有力家門を王国へ、そして君主の下に再び引きつけたのは、彼らの間に形成されつつあった、貴族の身分仲間としての共同体の規範を破る同輩の出現であったことを指摘する。このような具体的なプロセスは、有力貴族家門の結束による貴族共同体の形成を考察する際に、従来あまり考慮されることはなかった。このように本章では、国王不在期を経た後に王国に帰還したヴァーツラフ2世と貴族の和約文書（1284年）のみを重視するのではなく、その前後の有力貴族の動向を長期的、具体的に考察することにより、貴族共同体の成立過程とその実態を浮かび上がらせている。

第5章「中世チェコにおける王国共同体概念—『いわゆるダリミル韻文年代記』の検討を中心に—」では、チェコ中世史において重要な意味を持つ「共同体」概念についての多面的考察を試みている。まず中世チェコ語で記された『ダリミル韻文年代記』において現れる「共同体」概念を分析し、時代的な制約に留意した上で、君主に対置しうる貴族共同体の姿を読み取る。また、チェコ独自の聖ヴァーツラフ崇拜も取り上げ、君主と国家概念の分離の問題へと議論が展開される。チェコの「真の君主」とも称される聖ヴァーツラフは、彼の代理人に過ぎないと位置づけられさえした現実のプシェミスル朝君主を凌駕するシンボリックな地位を獲得し、君主と国家の分離を加速させることになった。しかし、前章までの貴族層の成長過程を考慮すれば、聖ヴァーツラフが独立した貴族共同体のシンボルと認識されるようになる時期は従来の説よりも遅い、13世紀末と考えねばならないことが指摘される。こうした君主と国家の関係は、国家の表象としての「王冠」をも含めて、他のヨーロッパ諸国においても確認できる。その際、君主と国家＝「王冠」が区別されつつも決定的に分離することのなかった西欧諸国に対して、東欧（ポーランド、ハンガリー、チェコ）では、君主と区別される国家の象徴を、貴族共同体が取り込んでいくという傾向がより明確であった。しかしそうした国家が、ポーランド、ハンガリーでは「王冠」に象徴された

のに対し、守護聖人ヴァーツラフが圧倒的なシンボルであった点にチェコの特徴がある。さらに近世には同じように身分制議会が発達しながらも、中小貴族（シュラフタ）の国政参加が顕著となるポーランドとは異なり、チェコでは常に有力貴族が国政の中心であった点も、チェコの貴族共同体の特質であることが指摘される。

以上のように、本論文は君主と貴族の政治的行動（とりわけ軍事的な衝突も含むような対立関係）だけに考察を限定することなく、君主、貴族と教会や都市との関係、聖ヴァーツラフ崇拜や王冠概念を含めた共同体概念、イデオロギーをも考察対象とした。それにより、12世紀末以降に登場する「中世貴族」が、裁判集会に参加しつつ国政上の共同決定権を獲得し、彼らと君主の協働の中から姿を現す過程を多面的、包括的に論じている。また、本論文は研究手法としてドイツ領邦史との接合を試みただけではなく、王冠概念の検討を通じて東欧諸国や西欧との比較をも議論の射程に捉えており、チェコ以外の地域との比較・類型化の材料を提供している。

論文審査の結果の要旨

体制転換と EU 拡大という新たな政治的展開の中で、従来西欧を中心に構築されてきたヨーロッパ史の中に、東欧諸国の歴史を位置づけ直す試みが進行している。本論文が対象とする中世のチェコは、10世紀以来ドイツ（神聖ローマ帝国）に属し、その影響の下に早期に王国としての政治的統合を実現していた。しかし、中世チェコ王国の政治秩序ないし政治文化をドイツ、あるいは西欧的な中世国家モデルの不十分な展開ないし変種と見なすことはもはや不可能である。近年の幾つかの東欧史研究プロジェクトは東欧史を、むしろ西欧モデルのアルタナティーヴェとして認識しようとしている。本論文は王権と貴族の相互関係という西欧中世国家研究の枠組みによりつつも、徹底した実証研究により、西欧とは異なる中世チェコの政治的統合のあり方を示すことができた。同じ枠組みによる先行研究としては薩摩秀登の著書『王権と貴族』（1991年）があるが、これは貴族の身分団体としての発展が顕著となる14世紀に重点を置いた簡略な考察に留まる。本論文は19世紀のパラツキーから近年に至るまでの膨大なチェコ史学の研究成果を批判的にふまえつつ、12・13世紀におけるチェコ貴族の動態を、史料の厳密な読みと解釈によって詳細に明らかにし、13世紀後半を、貴族共同体を基盤とした中世チェコ王国の政治的輪郭が形成された時期として位置づけることができた。とりわけ評価されるべきは以下の点である。

1）同時代の全ての法典、証書史料に加えて『コスマス』『ダリミル韻文年代記』などラテン語、中世チェコ語の年代記作品をも丹念に読み込み、信頼度の高い史料の基盤にたって独自の考察を行った。

2）13世紀の有力貴族家門についてその系図を作成し、所領分布、個々人の官職保有、婚姻関係などに関するプロソポグラフィッシュなデータベースを構築することにより、貴族の動態を鮮明にした。このような精緻な貴族研究を通じて、君主と貴族の対立を強調し、同時に君主は教会と都市を自身の政治的パートナーとしたと解釈する通説を、いずれも根拠薄弱として否定することができた。それにかわって提示されるのは、権力基盤による貴族の階層区分、有力貴族と君主の協働、両者による中小貴族への抑圧、君主の都市政策の限定的意義といった、より説得的な像である。

3）「貴族共同体」という分析概念をライトモチーフとすることにより、チェコ中世史の実証研究を中世国家論の広がりの中に位置づけた。ドイツの領邦を貴族の法的共同体とする O・ブルンナー説の影響下に、ザイプトらはチェコにおける自律的な政治的行為主体としての貴族共同体の存在を13世紀初に想定した。論者は貴族の政治集会への参加を追跡調査し、13世紀末、ヴァーツラフ 2 世時代の混乱を克服した有力貴族たちの協働と利害調整機能の中に、「貴族共同体」の存在を確認する。従来の「貴族共同体」論の曖昧さを排し、貴族の意識と実際の行動からこれを、一定の政治的環境の中で成立した人的団体として把握した点は論者の功績である。

4）中世チェコにおける王国イデオロギーの核である聖ヴァーツラフ崇拜が、貴族共同体を担い手とする、君主権力から区別された王国のシンボルとされる時期を、論者は上記の「貴族共同体」成立事情をふまえて通説より遅い13世紀末とした。最後に論者は、東欧諸国では貴族共同体の発展を背景とした君主個人と国家の区別が西欧よりも早期に現れるとした上で、そうした国家の表象がポーランド、ハンガリーでは「王冠」と結びつき、チェコでは守護聖人（ヴァーツラフ）と重なることを指摘する。このように中世チェコ王国の国制と政治文化の特質を同時代の東欧、そして西欧との比較に置いて際立たせる試みは、なお素描の域にとどまるが、本論文の射程を広げたことは疑い得ない。

本論文は貴族の動態的研究において多大の成果を上げたと評価できるが、政治史、国制史の点では、方法や概念において、

ほぼ既成の議論の枠内にとどまり、この点ではいささか物足りない印象をも与える。しかし本論文の成果が、今後論者が新しいチェコ史、東欧史研究を拓くための確かな出発点を固めたことは疑い得ない。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2006年12月7日、調査委員3名が論文内容とそれに関連する事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。